

墨田区消費者ニュース

平成29年5月発行 第126号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



行動しよう 消費者の未来へ

～ 5月は消費者月間です ～

高度情報通信の進展した現在、情報の入手方法やコミュニケーションのとり方は大きく変貌しました。目まぐるしく変化する情報化社会において、価値観も複雑化・多様化する一方です。そのような状況で、新しい技術や情報を使いこなし、未来を担う若者への期待がますます高まっています。

消費生活においても、消費者被害の防止、消費者の自立支援に加え、公正で持続可能な社会の形成など、将来のより良い社会に向けた消費者の行動が重要となっています。安全・安心で豊かに暮らすことができる社会が実現される未来に向けて、平成29年度消費者月間（5月）では、「行動しよう 消費者の未来へ」を統一テーマとして掲げます。（消費者庁ホームページから抜粋）



消費者センター活用のすすめ！

消費者センターでは、消費生活に関する相談など様々な活動をしています。ご活用ください。

- ★消費生活相談（裏面参照）
契約トラブルなどに関する電話や面接による相談です。
- ★出前講座
学校、町会、施設などへ消費生活相談員が伺い、ご要望の消費生活上のテーマについてわかりやすくお話しします。
- ★消費者講座
専門の講師による講演です。

ガス小売り自由化 電話勧誘の契約はクーリングオフできます！

【相談事例】

2週間前、ガス小売自由化の勧誘電話があった。「キャンペーン割引で開始月は2千円引きで、その後も月10%安くなる。パンフレットを送る。」と言われた。ガスが小売自由化されることは知っていたので、パンフレットを見てから検討するつもりだった。書面が昨日届き、「お申込みをいただきありがとうございます。」と書かれ、重要事項説明書や契約書が同封されていた。業者に不信感を持ったので、クーリング・オフをしたい。契約書の申込日は2週間前になっている。

【アドバイス】

2017年4月から都市ガスの小売りが自由化されました。それに伴い、事業者から「ガス会社を変更しませんか等の勧誘の電話がかかってきた」という相談が寄せられています。

ガス会社を変更する契約を、電話によって勧誘した場合、契約書を受け取ってから8日間はクーリング・オフにより契約を解除することができます。

事例では、申込日は2週間前の日付になっていましたが、相談者が契約書を受け取ったのは昨日なので、クーリング・オフができます。

ガス小売自由化になっても、ガス会社を変更しなければ、現在のガス会社から供給を受け続けることができます。この場合、消費者は特に手続きは必要ありません。

すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

